

## 令和7年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和7年9月16日（火） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第7号 後期高齢者にも国民健康保険と同じ人間ドック助成を求める請願  
請願第8号 インターネット上の人権侵害に対し速やかな措置を求める意見書の提出を求める請願  
請願第9号 環境改善補助金制度を早急に創設することを求める請願  
議第79号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負変更契約の締結について  
議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 4 出席委員（7名）
 

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 渡 辺 昌 君   | 2番 長谷川 孝 君   |
| 3番 川 村 敏 晴 君 | 4番 大 滝 国 吉 君 |
| 5番 山 田 勉 君   | 6番 上 村 正 朗 君 |
| 7番 鈴 木 一 之 君 |              |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者  
議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者
 

|            |           |
|------------|-----------|
| 副 市 長      | 大 滝 敏 文 君 |
| 政 策 監      | 須 賀 光 利 君 |
| 税 務 課 長    | 永 田 満 君   |
| 同課収納対策室長   | 石 田 百合子 君 |
| 同課収納対策室副参事 | 本 間 大 輔 君 |
| 同課市民税室長    | 鈴 木 孝 志 君 |
| 同課市民税室係長   | 川 内 健 二 君 |
| 同課資産税室長    | 小 林 精 司 君 |
| 同課資産税室係長   | 南 雲 なほみ 君 |
| 市 民 課 長    | 小 川 一 幸 君 |
| 同課生活人権室長   | 浅 野 宏 君   |
| 同課生活人権室副参事 | 本 間 武 志 君 |
| 同課自治振興室長   | 石 田 浩 二 君 |
| 同課自治振興室係長  | 佐 藤 真 和 君 |
| 同課自治振興室主査  | 小 池 祐 一 君 |
| 同課市民年金室長   | 鈴 木 恵 美 君 |
| 同課市民年金室係長  | 石 嶋 恭 子 君 |
| 同課市民年金室係長  | 津 野 千鶴子 君 |
| 環 境 課 長    | 大 滝 誓 生 君 |
| 同 課 参 事    | 立 花 強 君   |
| 同課生活環境室長   | 宮 村 勉 君   |
| 同課生活環境室係長  | 中 山 幸 代 君 |

同課環境政策室長  
同課環境政策室係長

本間陽子君  
志田俊輔君

11 議会事務局職員

局長 内山治夫  
書記 山田ひろみ

---

(午前10時00分)

委員長(鈴木一之君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、審査日程どおりに進むこととし、請願第7号、請願第8号及び請願第9号については請願者及び陳情者の意見を聞くこととしたので、請願及び陳情の審査において協議会を開催し、委員会再開後、審査日程どおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより請願者及び陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(鈴木一之君)請願者(村上年金協会同好会会長 伊藤武司氏、同会事務局長 長谷川より子氏)を入室させる。

---

**日程第1** 請願第7号 後期高齢者にも国民健康保険と同じ人間ドック助成を求める請願を議題とし、紹介議員(菅井晋一君)から補足説明を受けた後、請願者(村上年金協会同好会会長 伊藤武司氏、同会事務局長 長谷川より子氏)から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

菅井 晋一

おはようございます。請願第7号 後期高齢者にも国民健康保険と同じ人間ドック助成を求める請願の紹介議員として補足説明をいたします。新緑会の菅井晋一です。請願第7号 後期高齢者にも国民健康保険と同じ人間ドック助成を求める請願につきまして、請願の補足説明をいたします。お手元の請願書を御覧いただきながらお聞きいただきたいと存じます。本年度から国民健康保険加入者で74歳までの方には、村上市内の施設を利用した人間ドック費用助成は2万6,000円、また村上市以外の施設を利用しての人間ドック費用助成は2万円となりました。しかし、後期高齢者の人間ドック費用助成は1万円のみであります。後期高齢者に対する人間ドック助成については、国民健康保険と同じ助成をすることができないかということで、私は3月定例議会の代表質問で市長に問いましたが、市長からは、県制度との関係から残念ながら制度設計に至っていない。視野には入っているし、原課にはその対応を指示したところだとの答弁でありました。県の制度設計との整合性を図るという難しい課題がありますが、後期高齢者に対する人間ドック費用助成を国民健康保険加入者と同じ金額にすること、早急な対応を求めるものであります。市民厚生委員会委員各位におかれましては、本請願の趣旨を御理解いただきまして、本請願に対して御賛同賜りますことを心からお願い申し上げ、私からの補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長(鈴木一之君)暫時休憩を宣する。

(午前10時06分)

---

委員長（鈴木一之君）再開を宣する。

(午前10時18分)

(協 議)

川村 敏晴 基本的には長谷川委員から質疑出ましたが、800万相当の予算増になるということではありますが、金額的なことよりも健康で健全な生活を営める高齢者生活といえますか、そういう部分を維持するにはやはり常時の健康に対する自己診査、それについては人間ドックというふうなことで、医療機関のしっかりとした診断を基に、常に健康を維持できる、これがまたひいては医療費の抑制にもつながっていくだろうというふうな思いからすれば、やはりこの800万円相当については高いものではないというふうに感じられますので、ぜひとも早期にこの後期高齢者に対する国民健康保険の方々と同額の助成については決定していくべきものと思っております。

渡辺 昌 先般の閉会中事務調査でもこの件については調査しましたし、ただいろいろクリアしなければならない課題というのでも幾つかあるようでありまして、今3番委員述べたように、健康寿命の延伸ということではかなり効果あるものではないかと思っておりますので、ただ来年度から可能かどうかというの、その辺ちょっと厳しい面もあるのかなとは思いますが、請願自体には賛成したいと思います。

上村 正朗 私も請願に賛成でございます。長谷川さん、43回目人間ドック受診ということで、人間ドック受けている方、非常にやっぱり御自分の健康とか、そういうことを非常に気をつけていただける方が多いと思っておりますので、結果して、御自分の健康、命も守れたし、医療費の削減にもつながる、非常に大事な制度だと思っておりますので、あとは市民の声をここで議会として受け止めて、あとは市長は視野に入っているの、担当課に指示しているということですので、ぜひ担当課のほうで前向きに検討していただければいいのかなと思っております。以上です。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり協議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、請願第7号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

---

委員長（鈴木一之君）保健医療課長及び国保室長を退室させる。

委員長（鈴木一之君）請願者（部落解放同盟新潟県連合会中条支部 支部長 小池武志氏）を入室させる。また、市民課長ほか同課職員を入室させる。

---

**日程第2** 請願第8号 インターネット上の人権侵害に対し速やかな措置を求める意見書の提出を求める請願を議題とし、紹介議員（姫路 敏君）から補足説明を受けた後、請願者（部落解放同盟新潟県連合会中条支部 支部長 小池武志氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

姫路 敏

おはようございます。紹介議員の姫路敏でございます。このたびインターネット上の人権侵害に対し速やかな措置を求める意見書の提出を求める請願について、若干説明させていただきます。請願の趣旨の真ん中あたりからですが、2016年12月に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されてから8年が経過していますが、やっぱり部落差別を誘発する情報の投稿は現在も後を絶っておりません。部落差別はじめとする、あらゆる誹謗中傷の拡散を阻止させるために、インターネット上の人権侵害情報の掲載を規制する施策を強化することが必要ですと。いわゆる趣旨のメインはここでございます。これらについて、意見書をお願いしたいということでございまして、意見書の趣旨等は今と同じでございますが、1番目に、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件への対応について、相談体制や極めて悪質な情報は削除や閲覧をできなくするなどの措置を検討し、被害者を救済する体制を強化すること。2番目として、部落差別をはじめとする、あらゆる誹謗中傷の拡散が阻止されるよう、インターネット上の部落差別の記載情報を規制する施策を強化すること。3番目、同和地区に関する情報を公開する行為の違法性について広く地域住民へ周知、啓発を行うこと。この3点でございます。提出先は、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、そして参議院議長でございます。補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

委員長（鈴木一之君） 暫時休憩を宣する。

(午前10時27分)

委員長（鈴木一之君） 再開を宣する。

(午前10時32分)

(協 議)

川村 敏晴

今の請願の趣旨説明にもございましたが、現代、このSNS、簡易な方法で他人の誹謗中傷する行為が安価ですぐできるような、こういう現状をしっかりと法律等で抑制していくような法的な措置が必要なのだろうと根本的には考えておりますが、その前に学校教育、社会教育の中で、他人の人権を侵害するような言動を抑制できる心、そういうふうなものをやはり養っていく、こういう側面の活動も当然必要になってくるだろうというふうに考えております。何の落ち度もない人たちがこのようなSNSを使って一瞬の間に全国、世界に実名等がうそで固められた文章で発信され、非難を受けるような状況がこれから延々と続く、そんな社会をやっぱりどこかで終わりにしなければならない、そんなふうな思いでこの今の請願聞いておりました。もちろん当市においても、それに対しては断固とした態度を持って抑制させる行為をしていかなければならないと、こんなふうに強く感じておりますので、今回のこの請願については当然賛成をしたいと思います。以上です。

長谷川 孝

2022年の解放新聞によりますと、部落探訪で公開されている村上市内の地区の情報について、人権侵害のおそれがあるということで、村上市長が断固として、これをまず何とかしてもらいたいということで新潟地方法務局に要請をした。先ほど小池支部長が言われたのもこの内容と同じような内容だと思います。こんな世の中において、村上市内においてもまだ差別があるということ自体がやっぱりあってはなら

ないことだと私は思いますので、何とかこのSNSを含めて、人権侵害に当たるようなことに対応できるような形を取ってもらえるように切に要望したいというふうに思います。

上村 正朗 私もこの請願には賛成させていただきたいと思います。同和の問題とか人権の問題は関心ありましたので、以前より、差別的なインターネット上の画像を私もこの目で見させていただいて、本当にひどい内容でしたので、そこはやっぱりしっかり措置すべきだというふうに私は思います。同和問題だけではなくても、今のいろんな特定の集団の方とか、特定の地域とか、そういうことに対して、本当に口汚くエックスとか、そういうSNS上、誹謗中傷するのがここ数年ですか、非常にそういう風潮が高まっていますので、本当にここに書いてあるとおり、部落問題をはじめとする、ありとあらゆる人権侵害に対してきちんと措置する。その措置の仕方というのは、ちょっとなかなか難しいところもあると思いますけれども、その辺ちゃんと検討していただいて、必要な措置する必要があるというふうに思いますので、請願に賛成させていただきます。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり協議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、請願第8号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

事務 局長 ただいま採択すべきものと決定いただきました請願につきまして、最終日に議員発議をしていただく運びとなります。つきましては、本市議会の様式にのっとり成文化したものを御準備いたしておりますので、お帰りの際に御署名をお願いいたします。以上です。

---

委員長（鈴木一之君）市民課長及び同課職員を退室させる。

委員長（鈴木一之君）請願者（村上地区区長会会長 丹羽正玄氏、瀬波地区区長会会長 加藤治郎氏）を入室させる。また、環境課長ほか同課職員を入室させる。

---

**日程第3** 請願第9号 環境改善補助金制度を早急に創設することを求める請願を議題とし、紹介議員（姫路 敏君）から補足説明を受けた後、請願者（村上地区区長会会長 丹羽正玄氏、瀬波地区区長会会長 加藤治郎氏）から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査結果を文書で通知する旨を伝えて退席または傍聴させ、審査に入る。

(補足説明)

姫路 敏 紹介議員は私、姫路敏と河村幸雄議員でございます。それでは、環境改善補助金制度を早急に創設することを求める請願ということで、議会初日にもお話ししましたが、この請願は、村上地区では平成30年度より市のほうに要請してまいりましたが、区長会として、なかなか創設に至っていないと。瀬波地区では昨年度からやっぱり同じようなことで要請いたしましたが、まだまだそういうことで回答は得られていないという状況の中、高齢化が相当進んでおります。その中で、いろいろな意味で業者さんをお願いしたりということになるとお金もかかってきます。その辺

のところを何とか市で補填していただけないかと、こういうものでございます。新発田市のほうに村上地区の区長会では十数名で視察に行ってきたという情報もございます。新発田市では、400万ほどの何か予算を立てて、それでそういったようなことでの支援をやっているということでございます。私個人としても胎内市の市民生活課のほうに足を運んでちょっと聞いてみましたら、予算が胎内市では120万円、そしてまた8集落で、その当時、8月のことですがけれども、100万円をもう施行しているよということで、大いにそういった予算を活用しながら、住民の環境の中での側溝整備等を行っているという現状がでございます。村上市のほうもぜひともそういったようなことでお願いしたいと、こういうふうに思っております。よろしく申し上げます。ということで紹介議員から補足説明させていただきました。ありがとうございます。

委員長（鈴木一之君） 暫時休憩を宣する。  
（午前10時44分）

---

委員長（鈴木一之君） 再開を宣する。  
（午前11時08分）

（協 議）

川村 敏晴 請願が出たのが村上地区、瀬波地区ということでありましてけれども、やはり村上市内全域、同様の環境であるというふうなことは言えると思いますので、私も以前から問題視している部分でもありますし、時代に合ったような対策を早急に講ずるべきだと思うのですが、取りあえず一気にというのは大変予算もかかる部分であるというようなことから、やはり積極的に地区で自分たちの生活環境を改善していこうと、しかも行政に頼らずというふうな考え方は非常にすばらしいところがあるというふうなことで、全地区に対して、このような制度を早急に創設することは正しい行政の手法であるというふうに考えますので、賛同いたします。

渡辺 昌 最近の自然災害の状況見ますと、側溝清掃というのは多少なりとも防災・減災の役割も今後出てくると思いますので、この請願については賛成したいと思います。

上村 正朗 それでは、村上地区選出の議員としても発言させていただきたいと思います。私の住んでいる山居町1丁目は世帯数350ぐらいですので、市内で山居町2丁目が1位で、うちが2位、非常に大きな町内会です。非常にやっぱり高齢化が進んでいまして、町内会の役員の成り手を確保するのにも非常に難儀しております。先ほど来出ていますけれども、公共下水道が整備されていますので、比較的泥がたまったりはしないのですが、やっぱり場所、場所によっては、毎年のようにバキュームで清掃するところもありますけれども、大体多くのところはもう蓋を上げることもなかなか高齢化できなくなっているような状況がありますので、1番委員からの話もありましたとおり、そうすると砂がたまって、水が出たときにやっぱり溢水とか水害の原因にもなっているのではないかなというふうに考えます。高齢化とか、そういうことを考えると、ぜひ、それだけで全ての課題が解決するわけではないですが、この請願を通していただいて、やっぱり補助金制度は少なくとも最低限、早急に創設させていただきたいなと思いますので、請願には賛成させていただきたいと思います。

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり協議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、請願第9号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

委員長（鈴木一之君） 暫時休憩を宣する。

(午前11時12分)

委員長（鈴木一之君） 理事者を入室させる。

委員長（鈴木一之君） 委員会の再開を宣する。

(午前11時20分)

**日程第4** 議第79号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負変更契約の締結についてを議題とし、担当課長（環境課長 大滝誓生君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

環境 課長

おはようございます。よろしく申し上げます。議第79号 村上市旧ごみ処理場解体工事の工事請負変更契約の締結についてでございます。本工事に関する契約につきましては、令和5年第4回定例会におきまして御議決をいただき、工事に着手したところでございます。工事に際しまして、今回土壌汚染対策法の規定による土壌汚染状況調査を実施いたしましたところ、基準値を超える鉛及びその化合物が検出されたことから、汚染土壌の運搬及び処分費用が必要になったということで、契約金額を1,149万1,700円増額し、8億7,774万1,700円に変更することとして、福田・加藤・横井特定共同企業体と令和7年8月の12日に仮契約いたしましたものでございます。工事請負変更契約の締結につきましては、村上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の御議決を求めるものでございます。以上、よろしく申し上げます。

(質 疑)

川村 敏晴

たしか初日でも質問出ているようなのですが、ちょっとメモるのができなくて、二度聞きになるかもしれませんけれども、この鉛等の有害物質の処理先はどこに持っていくと言いましたか。

環境 課長

処分先につきましては、山形県の米沢市になります。最終処分場で、ジークライト株式会社、こちらの処分場になります。

川村 敏晴

この1,149万1,700円の増額の内訳で、発生した処分土壌を、トラック運搬だとは思いますが、それを運搬してジークライトさんに持っていく部分だけの経費と言えはあれですけども、ほかに処理した後の土壌が出たところをコンクリで固めるとか、そういう工事は入っていないのでしょうか。

生活環境室長

このたびの増額分につきましては、汚染土壌の運搬処分のみということで、そのほか既設の土地に係る養生等につきましては、現契約でやるということにしております。

(自由討議)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)  
(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第79号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（環境課長 大滝誓生君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)  
環境 課長 議第80号 公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。議第80号は、村上市し尿処理場に係ります指定管理者の指定について、公募によらず、現在の指定管理者である村上市環境公社有限責任事業組合に引き続き指定をしようとするものでございます。指定の期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、5年間でございます。なお、選定の経緯、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料にお示しをいたしてございます。以上、よろしく願いいたします。

(質 疑)  
川村 敏晴 村上し尿処理場なのですが、結構年数たっているように思うのですが、何年経過していますか。

生活環境室長 竣工が平成17年となっておりますので、20年たっております。

川村 敏晴 20年という、まだというか、結構の年数というふうに捉えたほうがいいのかなとは思いますが、予定使用年数といいますか、どの程度を今後見込んでいるのかなと思うのですが。

生活環境室長 当然毎年定期的にメンテナンスをしながら設備のほうは維持してまいっておりますので、まだ我々としても、特にコンサルをかけてどこまでできるかというところまではまだ出してはおりませんが、せつかく安く金額をかけながら修繕をしているので、できるだけ長くもたせたいということで考えておるところでございますし、また投入量もやはり年々減ってきています。また、今後下水道のほうで集配を公共につなげるというふうな話も聞いておりますので、そうするともっと使用量が減っていきますので、ダウンサイジングも考えながら維持管理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

川村 敏晴 そうすると、この施設の耐用力に応じてという判断になるのかもしれませんが、基本的には公共下水、集落下水等が100%までいけば、この処理場そのものは必要なくなるというふうな見方をしているというふうな理解でいいのでしょうか。

生活環境室長 やはりし尿くみ取り自体というのは、我々としても全て100%なくなるというふうなことは思っておりません。ダウンサイジングをしながらでも、やはり生し尿というのは処理していかなければいけないと思っておりますし、当然小型の合併浄化槽、個別の合併浄化槽ありますので、その辺の浄化槽汚泥についても我々が責任を持って

処理をしていかなければいけないというふうに考えているところです。

川村 敏晴 昨今、災害も頻発している中で、全国各都市で災害避難所における仮設トイレだとか、そういうものへの処分、下水のマンホールに直接投入処分するとか、いろいろな方法はあるようにはニュースで聞いていますけれども、その辺、今後の話なのだろうなどは思いますけれども、まだそれなりの年数は耐用力があるというふうな理解でよろしいですね。

渡辺 昌 指定管理に係る資料の中の指定管理積算内訳のところにあります支出の委託料とその他について、中身を教えてください。

生活環境室長 委託料につきましては、消防設備点検の委託料ですとか、エレベーター等の保守点検、あとは活性炭の入替えなどの委託料と、あとは警備委託料などとなっております。その他については、それ以外の通信運搬費等、それぞれの費用ということになってございます。

渡辺 昌 すみません、もうちょっと、分かりましたら、その細かい項目挙げてください。

生活環境室長 委託料につきましては、自家用工作物の点検委託料、消防設備点検委託料、自動ドア保守点検委託料、エレベーターの保守点検委託料、活性炭入替え処分の委託料、水処理活性炭入替え処分の委託料、それと警備保障委託料、水質検査の委託料、あとは植栽管理の委託料、草刈り業務の委託料、清掃業務の委託料ということでございますし、その他につきましては、テレビの受信料であったり、電話料金、電話回線の使用料、コピーのリース料、あとは車両関係の車検の代行手数料、あとは様々な薬品を使いますので、工業用薬品だったり、検査の試薬、設備の備品、そういったものでございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第80号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木一之君）散会を宣する。

(午前11時33分)